

総合科学技術会議  
第23回生命倫理専門調査会議事概要(案)

1.日時 平成15年8月1日(金)15:00~17:00

2.場所 中央合同庁舎第4号館 共用第3特別会議室

3.出席者

細田博之科学技術政策担当大臣(途中退席)

(委員) 井村裕夫会長 阿部博之議員 大山昌伸議員 薬師寺泰蔵議員  
石井美智子委員 位田隆一委員 香川芳子委員、垣添忠生委員  
勝木元也委員 高久史磨委員 田中成明委員 西川伸一委員  
藤本征一郎委員 町野朔委員 南砂委員

(事務局) 大熊統括官、上原審議官、山崎参事官、武田参事官、他

4.議題

- (1) ヒト受精胚の生命の萌芽としての取扱いの在り方について
- (2) その他

5.配付資料

- 資料1 総合科学技術会議第22回生命倫理専門調査会議事概要(案)
- 資料2 個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクトにおける  
生命倫理についての考え方
- 資料3 精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する  
報告書
- 資料4 ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方(素案)

(井村会長)ただいまから総合科学技術会議の第23回生命倫理専門調査会を開催いたします。

本日は細田大臣が出席されましたので、最初に大臣からごあいさつをいただきたいと思います。

(細田大臣)科学技術政策担当大臣の細田博之でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

本日は第23回生命倫理専門調査会ということですが、これまでも委員の皆様方に大変ご苦労いただき、議論を重ねていただいていることを心から御礼申し上げます。再生医療、クローン技術、遺伝情報の取扱い等々、これらの分野における新しいさまざまな倫理の問題はこれからの人類の大きな課題であると思っております。

来年11月の予定でございますが、世界中の科学者が一堂に会して科学技術の諸問題で世界的に大事な問題を議論する場として「科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム」を京都で開催しようとしております。社会科学を中心として、ご存じのようにスイスのダボスで、毎年、ダボス会議が行われておりますが、その科学技術版をぜひ日本でやろうということを前科学技術政策担当大臣が提案されたこともあり、これまでに、学会、各国のアカデミー等々に声をかけております。また、そのための準備会合を今年9月にワシントンD.C.において、アメリカやヨーロッパの主要な科学技術担当者、アカデミーの代表者が集まって開催する予定になっております。

その際、重要な議題の一つが生命倫理の問題ではないかと思えます。世界共通の課題として、クローンの問題を議題として取り上げたいと日本側からも提起いたしました。できるだけ専門家もたくさん来ていただき、また各国、これはアジアその他の国も含めてですが、政治・行政の責任者、あるいは科学技術、医学、その他の分野の専門家にもお集まりいただきたいという提案を行っております。各国とも会議の開催については賛成いただいております。人類共通の課題を、ライフサイエンスの分野ですとかIT情報技術の分野、あるいはナノテクノロジーとか環境とかエネルギーといった分野毎に分科会形式にして議論をしようということで働きかけております。

委員の先生方にも、ぜひそのことを念頭に置いていただきたいと思えます。

我が国が議論をしている現状について紹介する良い機会でございます。また、宗教的な問題、社会的な問題も関係しますので、世界的な世論というものを形成していく、あるいは海外の考え方も聞くことが大事だと思います。実態面を進んでいるところ、いろいろな問題を抱えているところもあると思います。

そのように、非常に大きな問題でございますので、ぜひともご議論をいただきまして問題点をより精緻なところまで詰めていただきたい。我が国だけでできることとそうでないこともございますが、人類共通の課題として、この報告書素案も含めましてご議論をいただきたいとお願い申し上げましてごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(井村会長)大臣、どうもありがとうございました。大臣は政務のため、途中で失礼されますが、しばらくおいでいただけるかと思っておりますので、少し予定を変更して、本日の主題であります「ヒト受精胚の生命の萌芽としての取扱いの在り方について」を先にやらせていただいて、報告を少し後に回したいと考えております。最も重要なパートですので、少しでも聞いていただければと思います。

この素案ですけれども、これは昨年10月の調査会以降、位田先生を座長とする少人数の委員にこれまでの議論を踏まえて論点整理をしていただきました。この整理の結果が本日お手元に配付しております資料の4、ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方(素案)です。これを調査会としての報告書のたたき台にするということを考えておりますので、本日はこれについて自由にご意見をいただきたいと思っております。

最初に、この素案の取りまとめに努力をしていただきました位田先生から簡単な説明をしていただきたいと思っております。

まず、資料の確認を簡単にしてください。

(事務局より資料の確認)

(井村会長) それでは、位田先生どうぞ。

(位田委員) 起草ワーキンググループの座長を仰せつかっておりますので、こ

れまでの議論の経緯とともに、この報告書素案について簡単にご説明をしたいと思います。

議論の経緯につきまして、先ほど井村会長から平成13年8月にこの問題の議論を開始して14年末からワーキンググループを始めたという趣旨のことをお話いただきました。起草ワーキンググループはこれまで12回の会合を開きまして、素案を今日になってやっとでき上がったわけであります。

先ほどもご案内がありましたように、この資料4というのは素案ということになっております。これはまだ完全に案ということではなくて、会長がおっしゃったように、たたき台ということです。たたき台という意味は、起草ワーキンググループでこれまでのヒアリングもしくは生命倫理専門調査会での議論をもとにして意見を出し合ってさまざまな問題を議論をし、そして一応の枠組みを考え、そして内容を書き込んだということをございまして、ワーキンググループの方が結論を出すのではなくて、こういう形でとりあえずはまとめました素案をもう一度この生命倫理専門調査会でご議論をいただき、同時にこれに関連する各省の方からのご意見もいただき、また今後予定としては公開ヒアリングなども予定しておりますので、こういった中でこの素案についてさらに議論を深め、そして内容を充実させ、修正すべきところは修正させて最終的に報告書を完成するというを考えております。

議論の方向によりましては、大幅な修正もあり得るかと思いますが、とりあえずはこの起草ワーキンググループ、すなわち私が座長をさせていただいておりますが、高久先生、勝木先生、町野先生、井村会長、非常に皆さんお忙しいところご出席いただいて真摯な議論をし、たたき台をつくった結果であると申し上げます。

この素案を見ていただきますと、最初にまえがきがありまして、その次を開いていただきますとかなり詳しい目次をつくっております。この報告書の一番最後のむすびのところ、用語解説の手前ですが、40ページになりますけれども、これはこの報告書の結論を書く部分でございます。ここは起草ワーキンググループが結論を書くというよりも、このたたき台で議論をしていただいた後で生命倫理専門調査会が結論を出すという趣旨から今は空白であけております。こういった議論の経緯もしくは報告書の素案の性格をご説明した後で、内容について簡単にご説明をしたいと思います。

目次の手前にまえがきがございます。これはこの報告書をつくるに際して、我々がよって立つ基本的な理念もしくは立場をとりあえずは述べておいて、こういう立場から我々はヒトの胚についての問題を考えてきたということを明らかにしております。

目次を見ていただきますと、全体の構成は から 、それにむすびがつくという形になっておりますが、 の「はじめに」でこの問題を検討する背景、報告書の目的、範囲と、これを「はじめに」で挙げておきまして、 のところはある意味では事実状況をはっきりお示しすることにしました。日本で生命倫理専門調査会がこのヒトの胚を議論する際に、いろいろな国の状況も踏まえ、また日本のこれまでの状況を踏まえて議論をしてきた。この報告書自身はもちろんある程度のヒトの胚の取り扱いについて方向づけを出すことになるかと思いますが、しかし同時にこの報告書をベースにしてさらに一般国民の議論が起こることを願っております。そういう意味ではこの報告書は方針を示すと同時に、今後の議論の土台にもなる文書であると、そういう位置づけで我々は考えてまいりました。

したがって、この のところでは記述に若干の濃淡はございますが、それぞれ主要な、特に主要先進国でどのような形でこれまでヒトの胚が取り扱われてきたか。また、その考え方はどうかということ述べ、また我が国でどのような取扱いをしてきたかということ明らかにしております。

これを前提といたしまして、本文は2部構成をとっております。第1部：ヒト受精胚、それからその次のページをめくっていただきますと一番下にありますが、第2部：特定胚ということで、ヒトの受精胚とそれからいわゆるクローン法において述べられている特定胚と区別して一応は取り扱っております。

第1部、第2部それぞれの部で定義をし、また事実的要素、とりわけ科学的な要素等を説明し、そして、その上で例えば目次の2ページ目になりますが、

のところでヒト受精胚の倫理的な位置づけ、そして、 のところでは、ヒト受精胚の具体的な取扱いに関する倫理的考察と判断という形で倫理的な考察を行い、特に 、倫理的考察の前半の部分はさまざまな考え方を開陳しまして、どのような考え方を我々としてとるべきかということ結論づけるために前提問題を考えて、そして の一番最後に4 . 総合科学技術会議としての考え方を示し、この総合科学技術会議としての考え方をもとに でそれぞれのヒト受精胚

の具体的な取扱いの場面場面での判断、これを示すという形になっております。

この部分で この部分と申しますのは と という意味ですが、この倫理的考察の部分で重要な部分は当然のことながら の3．ヒト受精胚は「人」か「モノ」かということです。これについては、いろいろな考え方、宗教上の立場でありますとか哲学的、倫理的立場でありますとか、さまざまにございます。しかし、「人」と同じもしくは「モノ」と同じという考え方を我が国ではとるのではなくて、前に科学技術会議時代の生命倫理委員会がヒトES細胞の研究に関連して出した位置づけ、すなわちヒトの受精胚というのは、「人の生命の萌芽」であるという考え方を生命倫理専門調査会、したがって総合科学技術会議としてはとるべきでないかという方向をお示ししております。

の具体的な取扱いに関しては、まず最初にヒト受精胚の取扱いの前提になる基本原則を示しております。23ページが一番下のところに、ヒト受精胚取扱いの前提となる基本原則として、人間の尊厳への配慮、科学技術の価値の認識、安全性の確保、生命科学の進展に関する社会の受容、こういった4つの基本原則を挙げまして、これらの観点を総合してそれぞれのヒト受精胚の取扱いの場面で判断をするということを提唱しております。

もっともこの4つの原則が完全に同じレベルにあるということではなくて、むしろ人間の尊厳という大きな前提の中で胚の作成・利用について例外的に認める場合に、そのときの例外を考えるとこの4つの要素からなっているという考え方です。

こういう基本原則を示しておいて、胚の取扱いについては一貫した考え方に基づいて作成・利用等について具体的な場合にそれぞれの判断を行う。それが24ページの2．ヒト受精胚の作成、以下ずっと28ページまで記載をしております。29ページからは第2部で特定胚という種類のヒトの胚を取扱います。

ご承知のように、特定胚というのはいわゆるクローン技術規制法において、クローン胚その他の受精胚ではない人工的につくられるヒトの要素を持つ胚について一括して特定胚という名称を付しております。そこで、この第2部でも特定胚というカテゴリーをそれぞれ検討するという形にしました。もちろん特定胚というのは合計で9種類あるのですが、そのうち特に現下の問題はクローン胚ですので、基礎ワーキンググループにおいてもクローン胚を中心に検討しました。もちろんその他の特定胚についても時間的制約はございましたが、あ

る意味では一般的な形で検討しまして、それについて記述しております。

クローン胚の作成・利用につきましては、幾つかの場所にクローン胚についての記述が分かれておりますが、全体の結論、方向だけを簡単にお話しいたしますと、クローン胚の作成・利用というのは、ヒトES細胞の研究がこれから成果を上げ、そしていわゆる臨床応用、つまり医療に用いられる段階になれば、患者のクローン胚の使用が不可欠であるという観点から、クローン胚の作成・利用を今の時点から始めるかどうかということが一番大きな問題でございます。

そのことにつきまして2つの立場があります。ヒトES細胞の研究は我が国としては認めたのであるから、今からクローン胚についても研究を始めるべきである。とりわけマウス、サル等の研究は行われていてもヒトのことはやはりヒトで研究をしなければいけないので、すぐにでも研究を始めてES細胞研究の成果が上がったときには直ちに医療応用ができるようにするべきであるという考え方。

これに対して、他方でES細胞というのはつい先ごろその研究を認めたばかりであって、まだヒトES細胞の研究の成果もしくは研究が成功するかどうかさえ必ずしも明らかではない。したがって、ある程度のヒトES細胞の研究の成果が上がり、見きわめがついてからクローン胚についての研究を始めても遅くはないのではないかという考え方がございます。

さらに加えて、クローン胚というのはクローン技術規制法で禁止しておりますクローン人間の作成に最も近い、ある意味では紙一重である。クローン胚を子宮に入れればクローン人間になるけれども、クローン胚のままに研究をすればそれはクローン胚の研究になるという、山の頂のどちらに落ちるかというような位置にありますので、クローン人間に最も近い胚であるという懸念も1つの意見としてはございます。

最終的には起草ワーキンググループの考え方は、38ページの上から第5段落、「こうした科学的な見解が分かれている状況を踏まえ」というところから始まる段落で、「2年後に改めて検討を行う」という形で、いわば2年間のモラトリアムとして一応の方向を示しております。もちろん2年後と言ってしまうと、もしこれが認められれば2年後にはもう一度この問題を議論する必要がありますが、現在の状況においてはすぐにクローン胚を認めるのではなくて、2年後にもう一度検討をし、そのときにクローン胚研究の可否を考えるという

ことを提案しております。

重要な点は以上申し上げたとおりですが、今後の方向づけ、もちろんこの素案をもとにして報告書ができた後の話を少し考えておかないといけません。この基本的考え方が示された後に当然考えなければいけないのは、ヒトの胚の取扱い、受精胚であれ特定胚であれ、その作成・利用等についてどのような規制を行うかという規制の法的・制度的枠組みの問題です。

起草ワーキンググループで議論を始めたときには、実はこの目次の第1部の最後及び第2部の最後にそれぞれヒト受精胚についての規制の制度的枠組み、それから特定胚についての規制の制度的枠組みということで議論をする枠組みと申しますか、プログラムとしては挙げておいたのですが、しかし、そういった規制の法的・制度的枠組みにつきましては、受精胚及び特定胚についての基本的な考え方が明らかになってから検討を行うべきであるという立場に立ちまして、とりあえずはヒトの受精胚及び特定胚、とりわけクローン胚についてどのように考えて、どういう方向で判断をするのかということをお示しするのが第一であるという立場をとりました。

したがって、もしこの基本的考え方が報告書としてでき上がれば、次には法的・制度的枠組みも当然議論をする必要がございます。その場合には、文部科学省、厚生労働省、経済産業省等、関係省のこれまでの取り組みとの取扱いとの関係もございましたので、各省の立場もしくは考え方を聞き取りして検討をする必要があると思います。さらに実際の受精胚もしくは特定胚の作成・利用については規制をするのは単にルールをつくるだけではなくて、実行的な枠組みをつくる必要がございます。場合によってはイギリスのHFEA、ヒト受精及び胚研究機関のような政府機関、国の中心的な機関をつくって、そこに例えば登録をする等の枠組みをつくることも考える必要があろうかと思えます。

ただ、今申し上げたことはこれから議論をする問題でございますので、ワーキンググループではそこまできちっと議論はできなかった、時間的制約からできなかったということをご理解いただきたいと思えます。そういう意味では、今回の報告書素案はヒトの胚の取扱いについての考え方を提示するという、ある意味では第1段階でして、これを現実に研究もしくは応用する際にはきちっとした枠組みが第2段階としては当然検討されなければならないということです。以上、少しはしょってしまいましたが、起草ワーキンググループが議論を

して取りまとめた素案です。

最後にワーキンググループにご参加いただいた井村会長を初め、高久先生、勝木先生、町野先生のご協力に感謝をし、また事務局がこの素案の作成には非常に大きな努力をしていただきましたので、事務局にも厚く感謝をして概要のご説明を終わりたいと思います。

(井村会長) どうもありがとうございました。

ただいまのように、起草委員の方に何回も集まっていたいただき随分議論をして、この素案をまとめたわけですが、まだまだ素案でありますので、今後はこの調査会の委員の方々のご意見を伺って、これを最終的な案にまとめたいと考えております。

今のご指摘のように、3つ大きなポイントがあると思います。1つはヒト受精卵をどう考えるのか、その倫理的な位置づけです。2番目は、研究の目的でヒト受精卵をつくることの可否の問題です。それから、ES細胞については既に余剰胚からの作成は認めておりますので、最後に人クローン胚をどう考えるのか。これはES細胞の実用性が証明されれば、やはり遺伝的に患者と同じES細胞をつくるのが非常に重要になりますので、人クローン胚をどう考えるか。この3つのポイントが主要な論点ではないだろうかと思っております。

委員の先生方にはあらかじめごらんをいただいていると思いますので、まず全体を通じて何かご感想、あるいは全体を通じての意見がございましたらお伺いをして、その後、章ごとにご意見を伺っていきたいと思います。どのような問題でも結構ですから、どうぞご自由にご発言をいただければと思います。

(高久委員) 私も起草ワーキンググループで勝手なことを言って位田先生に随分ご迷惑おかけしましたが、あらかじめ送っていただきました素案を拝見いたしますと非常によく位田先生まとめられたと思います。委員の間ではなかなか意見が一致しない点があったのですが、その相違をうまくまとめられたということ。それから、関連したいろいろな問題についても非常によくまとめられたと思います。位田先生のご苦勞に感謝したいと思います。

ただ、最後の方で問題にしている人のクローン胚について、3つの意見があったと思います。今すぐに研究を始めても良いのではないかという意見と、人

クローン胚の研究は当分だめだと、むしろやらない方がいいという意見と。モラトリアムでしばらくたってからもう一回検討しようという3つの意見があったと思います。私はむしろ今すぐやってもいいという意見だったものですから、38ページの2年後に改めて検討を行うということに私自身はあまり賛成ではありません。その他の点につきましては、本当に位田先生よくまとめていただいて感謝しています。

(井村会長)そこは重要なポイントになりますので、どうぞご自由にご意見をいただきたいと思います。

(勝木委員)私もワーキンググループの委員でありまして、大変さぼってばかり、しかも会議では必ずしもこのまとめられた意見に賛成ではございませんでしたものですから、少しだけ意見を述べさせていただきます。

全体の基調としましては、研究利用のための新たな受精胚の作成を認めるということが1点。それから、2点目が人クローン胚について2年間のモラトリアムをするということが基本的に単純に言いますと結論ではないかと思えます。

その場合に、ここで書かれております論点の中で、私が少し気になりますのは、研究のためにヒトの受精胚をつくることに関して、まだそのことについて今までそれはまかりならんという意見のもとにこれまでの倫理委員会は進んできたと思えます。それはどこにあらわれているかと申しますと、ヒトのES細胞をつくるというときに余剰胚に限るということの意味合いは、ヒトの受精胚をつくるということに関してはそれが個体にまでなること、つまり不妊治療のためにのみ許すということがヒトの受精胚のつくるときの第1条件であって、研究のためにこれはつukらないというのが議論されました。したがって、ES細胞といえどもヒトの受精胚を作成してつくるということでは、そうはしないというのがまず結論であります。

一方、見直してみますと、不妊治療のためにつくるという受精胚は確かに存在しておりまして、しかもこれが凍結されて、さらに場合によってはこれが廃棄されるという運命のものが現実存在している。存在しているものはヒト胚としてはこれだけのはずです。したがって、それを提供することについて目的を変えて使うことについて同意を得ればいいのか。いずれにせよ、そ

れは廃棄されるのであるからということが前提になっての議論が行われました。

細い道を渡るというのは、そういうものしか存在しないものを使って、目的を変更して使うということ十分に考えようということであったと思います。

そのことが私は今までの小委員会やその他のところで議論されたことの非常に重要な骨子であると理解しておりまして、そのことが十分に書き込まれていないように思います。それ以上に個別のことは除きますが、重要な表現ですので1つだけ申し上げますと28ページの上から2つ目の丸のところには、「余剰胚で胚性幹細胞を作成できるのであるから、新たに受精胚を作成することは認められず」となっておりますが、これは表現としていかにも便宜的に余剰胚を使えるというような表現に私はとれますので、これは真意を反映していない。

特に、受精胚については研究目的でつくることはできない。そういうものは存在しないという前提のもとで余剰胚が非常に深刻に議論されたと私は理解しておりますので、是非そのように議論していただきたい、それが一番大きいことです。そのことの立脚点から全体を研究のための受精胚をつくるかどうかということが最初から認められるという前提が存在しないということを申し上げたい。以上です。

(井村会長)どうぞ。

(西川委員)具体的な問題に関してはまた後で議論したらいいと思いますが、1つだけ、例えば最終的にいろいろな考え方があって、民主的な手続でどこかに落ち着くというのは、それでいいと思いますが。例えば位田先生がよくご存じだと思うのですが、今国連でまさにこの3つの案のどれにするかという議論をやっています。すなわち1つはやってはいけない、それはコスタリカ、アメリカ(合衆国)ですね。それからドイツ、フランスはモラトリアムであると。もう一つはもともとの案です。何も後から附帯をつけない。すなわちReproductive Cloningだけをやめましょうという。その後動議が出てきたわけですが、そうすると、日本は投票行動をするわけです。その際、聞いている範囲では少なくとも日本がモラトリアムであるから、これは決まっていなわけですが、モラトリアムに投票すると思います。

ですから、はっきり言うとイギリスが、あるいはカナダ、シンガポールが、

クローニングという問題について比較的オープンポリシーをとっているにもかかわらず、日本は例えば決議に参加して、要するにイギリスにノーを国連決議として提出しますという問題もある。ですから、これはもちろん外交問題で、基本的にはここでは日本でどうするかという問題をとらえてもらいたいのですが、結局どういう理屈であれノーということについて、少なくともほかの人に対して明らかな前から勝木先生たちとも議論しているのですが、明確な理由を議論がされていないからといった形でイギリスのポリシーを僕らはノーと言えるのかという部分は常に考える必要があるかなと思いますので、ぜひ迅速に、しかもそういう広がりもあるということで、それを取ってもらう必要は全然ないですが、それは外交の問題ですから。しかし、そういうイメージで議論していただきたいというのが僕の意見です。

(井村会長) ほかにありましたら。どうぞ。

(勝木委員) ご質問に近いのでお答えしますが、それについては十分議論されていると思います。1つは新たに破壊することが決まっているものを研究のためにつくるということの問題、それからヒトを道具化するという問題点が挙げられております。

(井村会長) この点は実はこの報告書の中で最も重要な問題になります。そういう意味で、クローン胚の問題について賛否両論あるいは3つの意見に分かれているところですが、皆様のご意見を伺うことにしたいと思います。どうぞ。

(西川委員) 私も資料をつけさせてもらったのですが、これは僕が日本の中での立場というのでなく、幾つか資料をつけた中でInternational Society for Stem Cell Research という1つサイトをつくってしまして、僕も日本のボードですが、これはあらゆるStem Cellの研究をする人の世界の集まりであるというイメージを持っていただけたらいいのですが、中での1つの考えとしてクローニングを認めていくという方がほとんどであるという、何回も議論してきたということなのです。その中で一度議論していただきたいなと思ったのは、要するに先ほど勝木先生おっしゃったような、この卵を使ってこの何を使って

ということが問題なのかですね。

例えば、未受精卵を受精させて胚をつくるということですから、それについて例えばその次のクローニングを禁止するというのか、そういうテクニカルな問題ではなくて、より包括的に減数分裂で  $1n$  と  $1n$  というものが組み合わせさってはいけないのか、より広い問題としてとらえられているのかというのは1点考えないと、本当にこの存在がどういうものであるかどうかと議論すること自体極めて難しいというのが科学であると思います。

ですから、例えば今勝木先生がおっしゃった未受精卵、実際には未受精卵を凍結するということがありますから、しかも精子も凍結されていますから、未受精卵を取り出してきて核を抜くということ自体、そのプロセスです。それ全体を禁止していくことであれば、基本的には絶対にモラトリアムではなくて、原則禁止という概念しか僕はないのではと思うのですが、モラトリアムであるというこの理由が一度明確にさせていただきたいということです。

(井村会長) はい。

(勝木委員) ご質問というか、私は基本的には禁止というふうに考えております。ただ、禁止ということだけで議論いたしますと、これは禁止か禁止でないかと、そういう議論になってしまいますので、十分有用性がある、しかも意味があるということにも耳を傾けた上での話というふうにご理解いただければと思います。初めから何も、私もほとんど知らない、何も知らないという立場、サイエンティフィックには非常に未知の要素が多くて、今皆さんがおっしゃっているようなバラ色のことばかりでは恐らくないのではないかとということがサイエンティフィックに考えてもそう思うものですから、その辺は十分議論を。どういう議論で賛成なのかというのをむしろお聞きして、それがバラ色のものだけで語られるならば、それについては質問していこうという立場でございます。

(井村会長) はい、どうぞ。

(位田委員) 今、素案全体について高久先生、勝木先生、西川先生からご意見をいただいて、若干今の私の説明に補足をした方がいいかと思えます。高久先

生がおっしゃったように3つの立場、もしくはやる、やらない、その中間でモラトリアムという、それを3つと言えば3つだと思っんですが、ワーキンググループの中でも意見が分かれました。高久先生はやった方がいいという立場だと思いますし、勝木先生は今はやらない方がいいという立場だったと思います。私もどちらかといえば、やらない方がいいのではないかとこの立場ですが、ただそれぞれの立場は立場として、可能性としては考え方としては3つあり得ると。今、現時点でどういう立場をとるのが妥当であるかということをお考えしました。そのときに、ヒトES細胞の研究を認めているという目的は、臨床応用ができる可能性があるという意味で、先ほど勝木先生おっしゃったようなバラ色の部分を見通しながら、もしそれが可能であれば当然クローン胚をつくらなければ現実には臨床応用できないであろうと。したがって、ノーと言ってしまうつもりはないけれども、しかし、今すぐやるかどうかということが問題になってくる。我が国でヒトES細胞の研究を認めたということは、単にES細胞の研究を認めたということにとどまるのではなくて、将来、難病の治療に使えるということをお前提にしているわけですから、難病の治療に使えるということがわかれば、次はクローン胚で研究をすればいいというのがモラトリアムの理由ということになるとお思います。

それを今すぐやるか、後からやるかという話はあるんですが、ES細胞の研究を認めた以上、ES細胞の研究だけ認めてクローン胚を全く認めないというのは一貫しないのではないかとこの考え方です。

それから、勝木先生が全体は研究のために胚を作成していいとなっているとおっしゃったのですが、必ずしもそこは明示しないままで、研究のための胚の作成も場合によっては認められるという可能性は開いております。したがって、全体としては、胚の作成は全くだめだという形ではありませんし、現実には不妊治療もしくは生殖補助医療の研究のために事実としては胚がつくられているということもありますので、そういう意味で先ほど勝木先生は細い道を開けたとおっしゃいましたけれども、道を開ける可能性は残してあるということなんです。

それから、西川先生のおっしゃったノーと言うについては明確な理由が必要である点ですが、それはそのとおりだと思っます。しかし、他方で反対の立場から言うと、イエスと言うにはそれだけの明確な理由も要るであろうと。国連でのクローン条約の議論はそれぞれにそれぞれの立場をとって、フランス、

ドイツは比較的厳格にしようという、クローン人間はだめだという立場です。しかし、フランスにしる、ドイツにしる、クローン胚の研究がだめかどうかということは国連では必ずしも明らかにしていない。それから、明らかにしているのはアメリカ（合衆国）と、おっしゃったようにコスタリカ、スペイン、フィリピン、そのほか幾つかの国でありまして、これは要するにクローン胚もだめだという形になっています。

もっとも、アメリカ（合衆国）は政権によっていろいろ立場が変わりますので、次にはどうなるかまたわかりませんが、モラトリアムというのはそういう立場ではなくて、むしろ行き詰まりになったのを解決するためにモラトリアムという考え方ではどうだろうかという提案にすぎないと思います。基本的にはクローン人間だけ禁止するのか、そうではないのかのどちらかだと思います。

イギリスの例をお出しになりましたけれども、例えばEUにおいても最近EUの委員会の方でヒトES細胞の研究の指針（案）を出しました。これはまだプロポーザルで、まだEUで確立してはおりませんが、これも余剰胚に一応は限って指針を出しています。ただし、それは余剰胚以外やるなということではなくて、それ以外の部分については各国が決めるということになっております。我が国が例えば余剰胚しかだめだと決めても国際的にはおかしくありませんし、逆に余剰胚以外に胚の研究のために作成をしてもいいと仮に決めたとしても、それは国際的にも我が国が決めたことであれば問題はないと思います。

（西川委員）モラトリアムというのは僕も全く国際法上のことはわかりませんが、モラトリアムが国連で決まるということは、やることについての法的整備がある国ではやっていいということなんですか。モラトリアムということ自体が強制力を持つわけですね。

（位田委員）例えば2年間になるのか、5年間になるのかわかりませんが。

（西川委員）やってはいけないという強制力を持つわけですか。

（位田委員）その期間はやらないということです。

(井村会長) 町野委員どうぞ。

(町野委員) 2点あります。1つはクローン胚をめぐる倫理と論理の問題です。この報告書は基本的にクローン胚もヒト胚のうちの1つであるという位置づけからスタートして、Therapeutic Cloningを認めることは、研究目的でヒト胚を作成することを認めることだという前提です。だから、ES細胞の樹立を認めた以上はクローン胚まで認めなければいけないという理屈はない、論理的には全然別だと思えます。現在、ES細胞は余剰胚からの樹立に限って認めているわけです。クローン胚を認めることはさらにもう一步先に、つまりヒト胚をつくり出すということ、そこからES細胞を樹立するためにそれをつくるということ認めなければできないということです。したがって、およそ受精胚、ヒト胚を実験目的、研究目的でつくっていいかという非常に大きな問題をクリアしなければいけなかった。だから、この論理にまず1つ大きな問題があるだろうと思えます。

議論の初期の段階では、クローン胚はヒト胚ではないという議論がありました。私は何回もここで申し上げたように、これは非常に倒錯した理論です。なぜヒト胚が倫理的な地位を持っているかということ、それが人間になり得る、生命の萌芽であるからということであったわけですが。それが人為的につくられたものであるからヒト胚でないというのは、倫理的にも論理的にもありえない議論です。クローン胚をどのように使おうと、それは受精胚の操作とはまた別の論理であるという議論がされたので、これは国際的にもかなりおかしい議論だと思えました。これが結局とられなかったということは、この報告書の非常に基本的なところだと思えます。

同時に、今のようにTherapeutic Cloningの問題はヒト胚をつくり出すということを一応前提にせざるを得ないという前提があるためにヒト胚の作成ということを議論せざるを得なかったのです。私はこれを正しい方法だと思えます。したがって、今のような論理を理解された上で正面から議論していただきたいと思えます。

2番目にモラトリアムの件ですが、やはりモラトリアムにも論理がないといけなく、倫理がないといけなく。38ページの書き方ですと、要するに決めら

れないからモラトリアムだと見えるわけです。見解が対立しているから、だから決められない。私はこれを論理的には通らないし、倫理的にも反倫理的だろうと思います。

多くの国、特にアメリカの報告書などがモラトリアムを議論するのは、科学的な議論の蓄積を待って、先ほど勝木先生が言われたように、本当にバラ色であるということであるならば、それが確証されたときには先に行ってよろしいという論理に基づいている面が強い。そうでない以上は、これを認めるわけにはいかない。そういうモラトリアムなので科学的知見が蓄積されるのを待ってということなのです。では、どれだけとどまっていればいいのかということになると、量の問題ではないのです。やはり、ある範囲での見通しがつくまでということがこの中になければいけないと思います。ここの点の書き方はもう少し議論すべきであって、どうなったらモラトリアムは解除されるのか、あるいは解除されないのかということについて何も書かないのは、よろしくないと思います。

(井村会長) もう少しご議論をいただきたい。特に、今まで一度もご発言になっていない方々もぜひお考えを伺いたいと思います。

最初は、研究目的で胚をつくることの可否から入るつもりでしたが、一番の焦点の人クローン胚へ行きましたので、もう少しクローン胚でご意見があれば伺って、その上で研究目的で胚をつくることの是非に議論を戻したいと考えております。

バラ色であるとは恐らくみんな考えてはいないわけですが、バラ色なのかどうなのかわからないところがあるわけです。だから、そういう意味でやりたいという意見がかなり多かったかという気がします。

(高久委員) 私もバラ色とは思っていない、やりたいというよりは、やる必要があるということで、決してバラ色とは思っていません。

(西川委員) 高久先生のバラ色の論議は全然ナンセンスだと僕は思います。すなわち、今オルタナティブ、当面何年間にわたってオルタナティブがないという言い方をされた方がいいのではないかと。ですから、例えば科学療法にして

もバラ色としてとる人もいるし、バラ色として垣添先生もおられますけれども、とられない人もあるわけで、それぞれの考え方が認められるということが重要であって、すべての人にバラ色でないという価値を押しつけるのも全然ばかげているし、すべての人にバラ色であるという価値を押しつけるのも間違いであるということをやっぱりぜひ考えていただきたい。

はっきりと言えることは、少なくともStem Cell Therapyというのは、オルタナティブが当面考えられないことは事実で、すなわち変性疾患に関していったん変性してしまったものを機能回復させる1つの方法として細胞が最も重要であろうという認識があると理解してもらった方がいいのではと思います。

(井村会長) ほかにございますか。どうぞ。

(垣添委員) 私も先ほど町野先生が言われたようにES細胞が認められたからクローン胚を認めるといった、そういうことは論理的におかしいと思います。ただ人クローン胚をどう考えるかというときに、今のバラ色論議からするとバラ色かもしれないし、むしろそうでないことの方が多いかもしれない。しかし、それは研究をしてみないとわからないところがあります。

かつて私はこの委員会でもっと動物実験が必要であるということを申し上げましたが、動物実験の必要性は変わりませんが、人のクローン胚を使わなければわからない研究というのが事実あります。現にやられている部分もあります。そういうことをいろいろ考えますと、私は人クローン胚をつくって研究を進めるといふ、つまりモラトリアムをとらないという立場でこの基本的な考え方を取りまとめるのがよろしいのではないかと考えています。

問題はどのような条件下だったら認められるのかという、厳しい条件をつけるということが大事ではないかと考えています。

(井村会長) ほかに。香川先生どうぞ。

(香川委員) 私もほぼ垣添先生が今おっしゃったのと同じように、条件は厳しくしてもモラトリアムをとらない立場で考えております。やはりバラ色と限らなくてもとりかかることについては必要ではないかと思えます。

(井村会長) ありがとうございます。それではどうぞ。

(勝木委員) さっきのバラ色論議で話がそっぽの方に向いているようですが、私が申ししたのは先ほど位田先生がおっしゃいましたように、ヒトのES細胞を利用するということについて、みんなが一生懸命議論したときの条件というのは、これが将来の医療に使える可能性があるということであります。そのときに語られたことはもちろん十分その可能性があると思いましたが。その後、ヒトでなければわからないと皆さんおっしゃいますけれども、しかし動物実験でも十分その前提としてわかるということがこの二、三年間行われてきた結果では、必ずしも蓄積された科学的事実というのはそのときに議論された再生医療に直線的に向かうというには少し時期が早過ぎるのではないかということをおぼせさせる。それを一々申し上げてもよろしいですが、そういう事態だと私は思っているものですから、あえて先ほどバラ色というふうに申し上げたわけでございます。

問題は、むしろ人のクローン胚、これは町野先生がおっしゃってくださいましたが、私が最初に申し上げたのは全く同じことございまして、人クローン胚をつくるということの前に研究目的で受精胚をつくってよいかという問題は初めからアプリアリに今まで認めてきたということは、むしろそれは何遍も何遍もこれの前身の委員会では否定されてきた事実がございますので、そのことと余剰胚というものをなぜとりわけ強く言ったかということ、そこがあるんだということを指摘したかっただけでございます。

(井村会長) どうぞ。

(西川委員) 僕はやっぱり一々言ってもらった方がこの場合はいいのではないかと思います。というのはどこかに書いた覚えがありますが、例えばなぜクローンに、例えばReproductive Cloningに反対するかということ、科学者としての一番はっきりとした理由は、エビデンスとして1%以下の確率でしかクローンができないということがあるわけです。しかも危険性があるということがわかっているわけです。ですから、例えばTherapeutic Cloning というのは何をす

るかという、クローンからヒトをつくるのではなくES細胞をつかって、自分のES細胞をつくるプロセスで今まで幾つかの研究がなされてきて、ヒトのやつは1回だけATCがやったおそまつのしかないので。少なくとも例えばネズミの実験でどこが問題になっているのかと。勝木先生はどこが問題にされるのかということをやっぱり少なくとも科学者としては大変退屈かもしれないですが、検証しておかないと何となくどこが解決できない問題として上がっているところをおっしゃるのであれば、言ってもらった方がいいんじゃないかなと思います。

(勝木委員) 随分時間がかかると思いますが。

(西川委員) かかってもいいじゃないですか。

(勝木委員) それでしたら何かスライドでも何でも十分準備して、専門家を準備してご説明するのは全然問題ございませんけれども、それは既にいろいろなところで発表されてもおりますし、それから講演会等でも行われておりますので、あえてここで申し上げることもないように思います。

(井村会長) はい、どうぞ。

(高久委員) Reproductive cloningでは西川先生がおっしゃったように、非常に確率が低い。うまくいっても奇形や欠陥があるということはよく知られている。動物によって随分違うと思いますが、最近のNuclear transplantationのことについての「New England Journal of Medicine」のレビューを見ますと、分化した細胞はそういう問題を克服している。ですから確率は低いと思いますが、分化した細胞は正常であるという議論がされています。そういう意味でも私は人のクローニングの研究をやる必要があると考えています。

(井村会長) はい、どうぞ。

(位田委員) これまで科学技術会議時代の生命倫理委員会が我が国の生命倫理

の方針として出した、特にこの問題に関連する2つの報告書、つまりクローンに関する報告書と、それからヒトES細胞の研究に関する報告書、そこで述べられた結論もしくは方向づけというものをこの生命倫理専門調査会が踏襲をするのか、もしくはそれを変更するのかという問題があるかと思えます。

例えば、クローンの問題にすれば、Reproductive Cloningについては安全性だけを理由にしたのではなくて、むしろ倫理的な理由が極めて大きいので、安全性云々という科学的な理由は別として、倫理的な問題でだめだというのが基本的な答えだったと思えます。ES細胞の研究に関する報告書は、タイトルはヒト胚の研究と書いてありますが、特にES細胞研究をターゲットにしています。あの報告書の中にはヒトのES細胞の研究のために余剰胚は使ってもいいけれども、しかし一般的に研究のための胚の作成は認めない、というのが基本的な立場として明記されています。もしここでヒトの受精胚を研究のために作成していいというのであれば、ある意味で方向転換です。勝木先生の言い方であれば、開けた細い道をもっと広く開けるといふふうに言えるかもしれません。私は、以前に生命倫理委員会がとった立場の変更であると考えます。変更するのならするで、やはり明確な理由もしくは位置づけというものがが必要です。

その可能性も考えてこの報告書は受精胚一般及び特定胚ということで全体を考えて、最終的にどうするかという結論は専門調査会にゆだねているという形をとっていると思えます。

(井村会長) もちろん過去の報告は、その時は非常な努力をして出されたものですから、その努力を尊重していくことは重要だろうと思えます。しかし、科学の世界は本当に激しく変わる中で、過去に決めたからそれを守らなければいけないのだということは、言えないだろうと。だから、今回ヒト胚全体について議論していただいているのはそのためであります。やはり我々としてもう一度考え直して研究目的で胚をつくることもある限定された条件で許されるのなら、それは認めていくべきだろうと考えております。したがって、過去こうだったからこれはもう絶対触れてはいけないという問題ではなくて、もう一度議論をしてその中で方針を決めていただきたいと思います。

そこで、研究目的で胚をつくることの是非、これは絶対いけないのか、それとも一定の極めて限定された条件であれば認めていいのか、両方の立場がある

と思いますが、その辺についてもご意見があれば伺いたいと思います。

（藤本委員）基本的なことではないのですが、受精胚を作成するということと、ヒト胚を作成するということとはやはり分離して考えるべきだと思います。受精胚をある研究目的で作成するということはきょうの資料にもありますが、日本産科婦人科学会では会告としてかねて認めてきていた状況であります。研究目的は詳しく申しませんが。

それから、ヒト胚を作成するというこの胚は受精が絡むものも入れるのか、それとも受精が絡むものは入れないのか、その辺を整理してディスカッションしませんと混乱が起きている印象を持ちました。

（井村会長）まずヒト受精胚をつくることの是非を議論していただく、その上で核移植胚、クローン胚がいいか悪いかということになると思います。だから、全体として研究目的で受精胚をつくっていいのかどうなのかということについてご意見を伺いたいと思います。

（西川委員）投げるようで申しわけないですが、前から受精胚をつくることそのものがいけないか、いいのかという議論をすると結局は水かけ論に終わる。どこかでコンセンサスを見つけることがあっても、それはあくまでも全員が一致で何かを認め合うというものではなくて、多数決であるとかそういうことでの民主的な手続だと思います。

これも投げてしまって高久先生とはかなり違うのかもしれませんが、僕自身、Therapeutic Cloningの究極の目的は、患者さんが治るということであれば、やる国で一生懸命粛々とやればいいし、僕らの友達の研究者でもやれない国にいて決して飛び出さずにやっている研究者もいるし、いろいろなところがあるわけです。しかし、大事なことはグローバルな時代でそれぞれの研究者がそれぞれの場所を考えた上で、さらにしかし患者さんのところに持つていくためにはどういうプロセスが必要かということもう真剣に今議論を始めていて、多分この議論が始まってからの2年間でも僕らが見ただけでも驚くほどの進歩があります。ですから、それ自身いつか患者さんのところに技術がいくことに関しては、私自身はオプティミスティックですから、多分ここでもし議論するこ

とがあるとしたら、基本的には日本としてはそういうTherapeutic Cloningで例えばES細胞ができて、バラ色かどうかという議論は別として、オルタナティブのないものに対する1つの回答を与えるとして、それに対してやらないという人をその場に持ってくることはもちろん間違いですが、やりたいあるいはやってほしいと思っている人たちのグループについてノーを言うかどうかだけを議論されたらいいのではないか。ですから、それがいけない存在か、いい存在かということ議論するとどうしようもないような気がします。

(井村会長) 今のような立場もあり得ると思いますが……。しかし、先ほど町野委員が言われたように、この起草委員会でかなり議論した中で、やはり人クローン胚とそれから受精胚というものは生物学的には非常に違ったものであるけれど、倫理的な立場としては共にヒトになり得るという点で共通性がある。だから、ヒト受精胚のことを議論した上でクローン胚にいった方がいいだろうというのが、この委員会の1つの結論でした。そういう形で議論をしていたらと思います。

(高久委員) 会長の言われるとおりで、生物学的には違うけれども、倫理的というか概念的には同じというふうに考えざるを得ないだろうと思います。ですから、人クローン胚のゴーサイン出すならば、研究目的で受精胚をつくるということも概念的には認めざるを得ない。非常に限られた範囲という、その範囲を限れば良いと考えています。

絶対に研究目的で受精胚をつくってはいけないとするならば、人クローン胚研究のモラトリアムということはあるのではないかと。モラトリアムということは、いずれオーケーという事です。将来は、研究目的でつくって良いですよということになりますから、これをノーと言ってしまえばモラトリアムはあり得ないのではないかと。思います。

(井村会長) どうぞ。

(石井委員) 幾つかあるのですが、今の点、クローン胚が受精胚と倫理的に同じ価値のものであることを前提とするという、この報告書の立場をとるのかど

うかをきちんと議論していただきたいということが1点です。

もう一つは、先ほど勝木先生も位田先生もおっしゃいましたが、従来は研究のために受精胚をつくることは認めないという方針であったということ。これを変更するには十分な理由を変更する側が示す必要があるだろうと思います。

その上で、私の記憶では、ここで一度議論したときに、研究のために受精胚をつくることについては認めないという意見が多かったという印象を持っている。これは正確には議事録を見てみないとわからないことですが、今までそのような議論の流れであったのではないかと思います。

もう1点は、大上段に研究のために胚をつくることを認めるかどうかという議論の立て方に違和感を覚えるということです。殊に今、生殖医療の研究のために胚をつくっている、それを研究として行っている。だから、研究のために胚をつくることは認めるということにつながるのではないか、そういう論理があるように私には見えるのですが、それは違うのではないか。もともと生殖のために胚をつくる、それを医学的科学的な知見に基づいて行うために研究は必要である。そういう研究と研究の道具として使うために生命をつくり出すことは、質的に全く違うのではないかと思うので、大上段に研究のために胚をつくることを認めるかと問うことに違和感を覚えます。

(井村会長)今の2点について、どなたかご意見ございますか。確かに大上段に余り振りかぶりたくないところがあります。要するに体外受精は世界のほとんどの国が認めています。体外受精の場合に研究をやってはいけないということはなかなか言えないわけであって、受精の効率を上げるとか健全な受精卵を得るための研究というのは、避けがたいものだろうと思います。問題はそこに限るのか、それともさらに病気の原因の解明など、より役立つような研究目的があったときにそれを否定するのかどうなのか。

例えば、染色体異常がどうして起こるのかということは、非常に初期にやらないといけない問題だろうと思うんですが、そういうものまで否定するのかどうなのか。そのあたりは非常に難しい問題ですが、そのあたりにまで踏み込んだ議論があればしていただく。最終的にここへ書くのはどうするのかというのは問題だろうと思いますが、そういうあたりの問題まであり得るわけです。

(町野委員) 私はここでの議論は、大上段であるべきだという考えを前から持っております。最初の議論ではクローン胚は受精胚ではない、あるいはヒト胚ではないから、これについては別に考えるという議論が強くて、私はこれは正直言っておかしいし、ある意味では小手先の議論だろうと思います。これは大きな問題ですから、人の命の萌芽をどう扱うかという問題ですから、これは大上段に考えなければいけないだろうと思います。どこの国の報告書もこの意味でみんな大上段です。日本の今までの報告書というのはそうではなかったので、これを一步踏み出したところにこの報告書の意味があるだろうと思います。むしろもうちょっと踏み出すべきだという議論もあってしかるべきだと思います。

もう一つは、「違和感を覚える」というのがどういう趣旨か、私はまだ理解できないところがありますが、クローン胚はヒト胚だから、同じものとして扱おうとする議論というのは違和感を覚えるという趣旨なのか、そこら辺は後でご説明いただきたいと思います。違和感だけと言われても私はどうしようもありません。

それから、さかのぼって今までの議論ではヒト受精胚あるいはヒト胚を研究目的のためにつくるということについては非常に反対の意見が強かったと、私は理解しています。ただ、ずっと前から議論の場で末席をけがしてきた者といたしましては、ES細胞をつくるときの議論でこの問題が出たのですが、このときにはそれほどヒト胚研究小委員会での議論は、この問題に正面から立ち向かったものではなかったと思います。書かれたのはあのように強い調子で書かれておりますが、なぜそうなったかという、余剰胚を使えると、だから別にこっちのことまで議論する必要はないという考え方がかなり強かったと思います。私も少しそれはありました。私自身は研究目的でつくることについてかなり反対の立場でしたが、本当に正面からこれを議論したかと言われると、もしかしたらそうじゃなかったのかなと思います。ただ、聞かれたらやっぱりそれはやめた方がいいのではないかと多くの方は言ったと思います。だからこの問題も前の意見の見解の変更ということになると思いますが、もう一回さらに議論する必要が私はあるだろうと思います。

(勝木委員) ぜひ発言したいのですが、これは議事録をぜひお読みいただきたいと思います。私は二度か三度かそれ以上の回数申し上げました。それで、こ

れは例えば尊い提供として、西川先生はそういう言葉を使うのは一番お嫌いでしょうが、まあお聞きください。

そのときに、「モノ」として提供がある場合にそれを認めてはどうかという提案をいたしました。それについては、即座に何人もの方がだめだと。なぜならば道具になるからだということをおっしゃいまして、真正面から取り上げたというよりは、一言で基本的な結論が出てしまったので議論がなかったというのが本当かもしれません。議論はそういうふうに少なくとも二度あるいは三度なされたと私が申し上げましたので、もし疑問がございましたら議事録をお調べください。

(西川委員) ちょっといいですか。

(井村会長) はい、どうぞ。

(西川委員) 大上段問題に関してですが、例えばイギリスの報告がその後議会にどうかかわったか僕は全然フォローしていないですが、最初の素案のところを見せてもらったときの覚えがあります。胚の存在について両論併記的に書いてあった覚えがあります。それを一遍言って島菌先生に、西川はヒトの胎児は細胞の集まりにしかすぎないと言っていると言われたことがあります。それは実際にはH F T Aの報告書でヒトの受精卵に関しては細胞の集まりでしかないという考え方もあるが、それはまさにヒトであるという考え方もあるという言い方をして、はっきり言うと終わっているのです。ですから、そういう扱いもあって、いろいろな意見があるということ認めるといって、それで何でも認めることになりはしないかと言われたら、確かに僕も返す言葉がないのですが、大上段の論議をやらずに済ますというやり方はないのかと僕はいつも考えています。

(井村会長) もう少しご意見があればどうぞ。大上段でも大上段でなくても結構です。

(位田委員) 議論の進め方というか、ヒトの胚の議論、位置づけという議論に

については、これまでヒトの胚が体内で受精をするという部分については、むしろ胎児の地位ということで問題になってきました。しかし、ヒトの胚そのものについては、体外受精が可能になるという段階から、やはり我が国では大上段に振りかぶって議論はしてこなかった。もしくはやろうとしたけれども、途中で終わっている。そういう状態だと思います。

それぞれ例えば産科婦人科学会ですとか、厚生労働省であるとか、個別の問題についてそれなりの立場が表明されている。もしくは学会として立場が表明されているということにとどまっている。しかし、もう今の段階になると従来のように個別に解決をしていくという形では済まされないのではないかと。とりわけクローン胚の問題とか特定胚の問題が出てきたときに、この胚はこう扱って、また別の胚は別のように扱うというのは一貫しない。そういう意味で大上段に振りかぶらなければならない時期に来ていると私は思います。

ただし、大上段に振りかぶってどう下ろすかということの方が実は問題で、クローン胚と受精胚がヒトの胚であるかどうかというものははっきりさせないといけませんが、しかし例えば研究のために胚をつくってはいけないという結論を出さないといけいいのか。もしくは原則としては研究のためにつくってはいけないけれども、しかし例外があるという形で矛を納めるという結論をつけるのか。それもどこかで決めていかないといけない。

今まではそういう形ではなく、ここはオーケー、ここはノーという形でしかやっていないので、どこかが本当なら結論を出さないといけないところをみんな逃げてきた。我々はやっぱり結論を出すべきだというのがここでの議論だと思います。そういう意味で、私は大上段であるべきだと思いますし、ここでの議論もそういうことを前提でやってこられたと思います。

大上段でやったとき石井先生がおっしゃったように、例えば子供をつくるという本来の目的であればいいという例外、そういう研究目的であればいいという例外をつくれれば大上段に振りかぶって、結論は原則はだめだけれども、ここは例外だということできちっと結論が出せる。したがって、それ以外はだめだという結論が出る。もしくはそれ以外はだめだというよりも、それ以外の中でも井村先生おっしゃったように何らかの形で、これしか研究の方法がなく、これを研究すればこれまでの重篤な疾病を直す可能性があるんだということを引きちっと理由づけていただければ開く可能性はあるのではないかと。

開くかどうかは別として、それはどこまでか判断しないとイケないが、そういうどこを開くか、どこを開かないかを、もしくは原則と例外をどうするかということを議論するために、大上段で振りかぶって今やっていると思います。

(井村会長) 私も全く同じ立場です。原則禁止であっても、その禁止を超え得るような有用性があるときとか、ある条件が認められたときには認めるというふうにここで今の報告書はまとめてあるわけです。

もう一つの問題として、先ほど位田座長が言われたように、何らかの規制も考えていかないといけない。例えば原則禁止だけれども、特に有用性のあるときの認めるとしたとき、それをだれが判定するのかということの問題が出てくるわけです。これについても今後の課題として考えていかなければと思います。クローン胚を認めるとしても、どういう条件だったら認められるのかということは議論をしておかないといけないし、それをだれが承認するのかということも考えていかないといけない。だから、何らかの規制の枠組みというのは当然必要だろうと思っています。

(高久委員) 先ほど西川先生はアメリカでモラトリアムにしたのは科学的なエビデンスを得るためにとおっしゃったのですが、私が理解している限りでは1つはパブリックアクセプタンスの問題と、それからレギュレーションをつくるのに時間がかかる、その2つがモラトリアムの理由になっていたと思います。日本でも受精卵を研究目的でつくるということを全面的に認めるのはなかなか一般の人には理解できないだろうと思います。ですから、私は原則として研究の目的のために受精卵をつくることは禁止するけれども、人クローン胚や不妊の研究のためには作成しても良いという道を開けておくという方が一般の方には受け入れられやすいのではないかと思います。

(井村会長) 恐らくそうでしょうね。非常に大きなメリットがない限りやるべきことではないということだれしも考えるところですから。

(石井委員) 舌足らずで、今でも十分説明はできないのですが、大上段の議論を否定するつもりはなく、そのためのこの委員会ですので、それをすべきだと

思っています。ただ、違和感と申しましたのは、最後の結論が有用性を基準として胚をつくることを認める、認めないということになりますと疑問を感じるということです。一般的に有用性があれば認めるという結論につながってしまって違うのではないかと思います。

（井村会長）では、先生はどう考えればいいとお考えですか。

（石井委員）今は有用性のために認めているわけではないだろうと思います。先ほどの生殖のためにという点ですが、体外受精を医療として認めるという前提に立つならば、そのための研究が必要であるということは否定できない。そのために胚をつくるということは認める。それは生殖という目的の中に位置づけられる事柄だと思えます。

もう1点は、クローン胚を認めるかどうか。まだ私は、そののところについて結論はありませんけれども、クローン胚と受精胚がヒト胚として1つの範疇に入るとしても明確に区別される存在であるということをはっきりさせておく。クローン胚をつくることを認めるとしても、それはクローン胚について認めるのであって、クローン胚が認められたから胚一般が認められるということにはつらがないと思っています。

（井村会長）はい、どうぞ。

（西川委員）僕も位田先生がおっしゃるので基本的には問題ないのですが、僕が言っている大上段というのは下ろし方の問題で、実際に存在そのものの意味を問うということはやらないというセンスもあっていいんじゃないかと。しかし、議論としてはやはりそれを例えば人であると思っている人がいるということの認識は極めて重いと、それが大事であって、決して自分自身が細胞の集合であると思っているからといって、ほかの人の言うことが間違いであると言っているわけではないという認識があるという意味での存在論議をやめましょうと。

しかし、ほかの人はそうであると言っている、あるいはそう思っておられるということは重いわけですから、先ほど位田さんがおっしゃる有用性をどう定

義するかというのは常に問題ですけれども、その上で懸念についてどうすればそれぞれのプロセスを全うさせていただけるのかという発想で考えています。ですから、余りにも論議でどこかの最終項目でこれはこういう存在であるということを書いてしまう方がいいのかどうかというのは、結構ばかげた論議がその後続いてしまう心配があるというのが僕自身の考え方で、基本は一緒です。

(井村会長) はい、どうぞ。

(町野委員) 大上段の議論は片がついたようでございますけれども、石井委員の意見でまだ少しわからないところがあります。結局、石井委員としては出生目的以外でヒト胚をつくるべきでないというお考えですか。今、現に行われているのは、その胚を出生した人間にさせるためにつくるというのではなくて研究のためにつくることもやっているのですから、それはほかの人の出生の目的かもしれないけれども、その胚そのもののそれではないです。もし出産させる目的での胚しか作成を認めないということであれば、全部禁止するというのが、筋道だろうと思います。それは単なる違和感だけの問題じゃなくて、やっぱり倫理の問題だろうと私は思います。どうするかという問題です。

それから、最初に言われた違和感のもう一つの問題は、私には理解できません。つまり、ヒト胚というのは生命の萌芽であると位置づけながら、科学的有用性によって簡単にその滅失が許されるという論理はかなり納得しがたいと多くの人は思うだろうと思います。この点をこの報告書は、恐らく事務局が苦労されたと思いますが、書いていらっしゃるので、その点を議論してもらいたいと思います。

ヒト受精胚、ヒト胚が生命の萌芽であるという位置づけからこの報告書はスタートしているのですが、一体これはどういう意味を持っているのか、どういう意味を持つべきであるかということ、もう一回議論しなければ、その違和感はとれないだろうと感じています。

(井村会長) 勝木委員も手を挙げておられますが。

(勝木委員) ほかの方どうぞ。余りしゃべり過ぎると。よろしいですか。

(井村会長) 簡単をお願いします。後にまだ議題がありますので。

(勝木委員) 私は石井先生のおっしゃっていることは非常によく理解できます。1つは先ほど西川さんがおっしゃったことで、大上段にせず賛成派も反対派もいるんだから議論をそこにとどめて、そして摩擦のないように何らかの道をつくらうという、そういう非常にプラグマティックなご意見を拝聴したように思います。問題はそれをやめるべきだという人たちの意見の根本は少なくとも何らかのこういうクローン胚を作成し、何をしたというときに、医療全体あるいは医師全体、医療感覚というものが少し変わるのではないかという心配を持つわけです。私はそのことを通して今やめるべきだという人たちが非常にネガティブな影響を受ける心配を持っているということが表明されていると思います。

もちろんやりたい人がいて、それから救われる人がいてということをも阻む気はないのですが、そのことを通してそれだけを見れば非常に成果としてされるようなものであったとしても、フロンガスでICチップを洗って行って少ない量で洗っているときには何事もなかったけれども、みんなが、善意でそれを実行したときに予想もしないオゾンホールがあいたという事実は、心配しておく必要がある。そういう意味で私は大上段の議論というのが必要ではないかと思っております。

(井村会長) はい、どうぞ。

(西川委員) 僕も全くそれは異論がなく、実際には僕もいろいろなところで申し上げているけれども、再生医療というのは例えば今まで自分自身の身体が一過性であるとか、例えば部品であれ代えてもいいんだという概念は、明らかに今までの文化に対する1つのチャレンジであることは間違いないんです。それを議論されるということに関してはいいですけども、それ自身が例えば社会全体をガイドするというものになるかどうかについて、僕は軽々に発言することではないのではないかと僕自身は思っている。これは個人的な考え方ですが。

(井村会長) いろいろご意見いただいてありがとうございました。恐らく永久に意見の一致には至らないと思いますが、ある程度の多数意見のまとめというのをしていけないといけないと考えております。

位田座長も言われましたように今までは起草委員会の数名で議論をしましたが、今後はこの専門調査会で議論をしていただき、できるだけ多くの方々のご意見を伺った上で最終的な結論へいきたいと考えております。今日はその第1回目ですが、我々としては余り時間がないということもあります。というのは、既にクローン技術規制法で指定されている期限が3年ということになっていきます。そのことも考慮しながら、できるだけ今後議論を詰めていただきたいと考えております。

それでは本日の議論はここで終わります、あと2つほど報告がございますのでお願いをしたいと思います。

1つは、「個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト」についてです。これについては4月24日の専門調査会で委員からいろいろご意見をいただきましたが、その後、文部科学省においても検討が行われたということです。今回は文部科学省における検討結果と前回の調査会での宿題事項をあわせてご報告をいただくということになっております。戸谷ライフサイエンス課長から10分ほどで説明をお願いします。

(文部科学省 戸谷課長) 文部科学省のライフサイエンス課長の戸谷でございます。今、井村先生がおっしゃられたように、4月24日にこのプロジェクトの概要についてご説明を申し上げまして、そのときに基本的に倫理上の取り扱いについての考え方についてもご説明申し上げたところでございますが、その際、幾つかご指摘をいただいた点、あるいはご質問をいただいた点がございました。それから、さらに文部科学省の中で科学技術・学術審議会の生命倫理・安全部会がございまして、そちらに対しても同様にご報告を申し上げております。そこでも幾つかご指摘をいただいた点等を加味いたしまして、その現状の考え方について今説明を申し上げるということです。

資料の2でございますけれども、まず1番目に基本的な考え方ということで、このプロジェクトにつきましては各参加機関が「ヒトゲノム・遺伝子解析研究

に関する倫理指針」に沿いまして、各実施機関における倫理審査委員会における審査を経た上で実施することをまず基本としているということでございます。

それで、簡単に倫理指針における基本的事項と、このプロジェクトにおきまして実際にとっている考え方に対して説明申し上げますと、まず個人情報の保護につきましては、これは前回詳細に申し上げていると思いますが、情報及び試料は匿名化あるいは乱数処理を行うと共に、患者の個人が特定できないよう、個人情報と遺伝情報が常に別の場所にあるといったような管理を徹底するといったような措置をとっているところでございます。

それから、倫理審査委員会の設置につきましては、最前申し上げましたように、各実施機関における倫理審査委員会におきまして審査を行い、適正な実施を図るということにしております。これはまた後ほど申し上げますが、このプロジェクト全体につきましてコーディネートをするための推進委員会というのが別途設置されておりますが、ここの推進委員会の中でも倫理的側面につきまして検討するワーキンググループを設置いたしまして、各実施機関における倫理審査委員会における審査あるいはそのフォローについて常に状況の把握を行うことにしております。

それから、インフォーム・ドコンセントの取り方ですが、これにつきましては守秘義務を有する医療関係の有資格者、これをメディカル・コーディネーターというふうに私ども称しておりますが、そういう方々にインフォーム・ドコンセントを取っていただくということで、あくまでも患者さんの自由意志を尊重したインフォーム・ドコンセントを実施するという取り扱いにしております。

それから、試料の取り扱いですが、最前来てから申し上げますように、試料につきましては匿名化した状態でバイオバンクに管理をされるわけですが、この試料につきまして研究目的で外部から提供の申し出があった場合につきましては、相手側研究機関の能力、研究内容の妥当性を改めて審査をいたしまして、共同研究契約を締結した上で試料を提供するといったようなことも考えております。

それから、2ページ以降はさらに個別の内容につきましてご指摘、ご質問の点等のお答え、その他さらに個別事項で申し上げているところですが、まず今回の試料の提供をしていただける患者さんに対するインフォーム・ドコンセン

トの取り方、あるいは患者さんに対する利益還元の考え方等です。

まず、インフォーム・ドコンセントにつきましては、4枚目のところに別紙のスキームというのがございまして、まずこれは実施病院といたしましては右側のところに小さく書いておりますが、37病院。機関といたしましては8機関ですが、その中の37病院を予定しております。それで、ここのお医者さんから研究参加への呼びかけというものをまず患者さんに対して行うということです。

その後、実際に患者さんの方から本プロジェクトの説明を聞く意思があるということが示された場合には、今度はお医者さんの方からメディカル・コーディネーターの方へ説明の依頼をするという手順になっております。

それから、患者さんへの実際の説明につきましては、メディカル・コーディネーターの方が別の部屋にご案内をした上で説明をします。

説明の手順といたしましては、説明ビデオといったようなものと、それからパンフレット等を用いまして詳細にそれぞれを説明するということですが、その際に特に一番留意すべき事項ということで右側に書いていますけれども、参加に対しまして不同意や、こういった説明を聞いた後でやはり参加をしたくないといったような場合については、不利益といったものは一切ないことなどについてよくメディカル・コーディネーターの方も説明をすることにしております。

そこで、同意・不同意を確認いたしまして、それぞれ同意といったようなことでありますれば、同意書によりまして再確認をいたすということでご署名をいただくといった手順です。

それで、2ページに戻りまして のところでございますが、今のフローのところでも説明申し上げたところと重複いたしますが、このプロジェクトにおきましてはあくまでも社会一般に対する利益といったものを考慮するということで、患者さんに対しましては個別的な利益還元等については考えないということで、その旨十分ご説明をした上でご協力をいただくといったようなことです。

それからあと、3番目といたしまして、メディカル・コーディネーターの資格及び教育ですが、これにつきましては先ほども申し上げましたところですが、実施機関ごとに看護師、薬剤師あるいは臨床検査技師ということで、法律上の守秘義務を課せられた医療に関する有資格者を指定いたしまして、さ

らにこれらの方々に本プロジェクトの目的あるいはインフォーム・ドコンセントの考え方、趣旨等につきまして講習会等も行いまして、十分その趣旨を徹底した上でメディカル・コーディネーターとしての役割を果たしていただくということでございまして、これまで3回こういった講習会を開催いたしまして、今までメディカル・コーディネーターにこういった形でお願いできるということで、今カウントされている人数は434名ということです。

それから、4. ですが、前回ご議論の過程の中で30万人規模といったものについての実施可能性といったようなご質問もあったように聞いておりますが、これはプロジェクトを始める前のある程度の見積もりで申し上げますと、メディカル・コーディネーターの方が例えば各病院に3名ずつ、この当時は36病院ということで想定しておりましたけれども、例えば1日に5名程度インフォーム・ドコンセントを実施して3名いただけるというふうにした場合には、年間こういったものを計算いたしますと約8万名弱の試料を論理的には集めることができるということで、このプロジェクト5年間でございましてけれども、そのうちの4年間の間で30万人というのはとりあえずは計算上は想定できるということです。

ただし、これはあくまでも単なる見積もりの目安ということでして、実際には例えば1日に3名をメディカル・コーディネーターの方が取っていただかなければならないとかいう形の作業目標ということではございません。

あと、実際には先ほど申し上げました今病院の数は参加協力病院といたしましては1病院増えまして37病院ということです。

それから、メディカル・コーディネーターの方につきましても、現在、先ほど申し上げましたように434名ということでございまして、この見積もり当時よりも今条件は若干変わってきているといったようなことはございます。

それから、5番目でございます。国民の理解の推進あるいは国民に対する十分な説明責任を果たせということでございまして、この点につきましては前回よりも少し具体的に申し上げます点が幾つかございますけれども、1つは説明ビデオとかポスター、これはもう実際にできておりまして、各病院におきましてはこのポスターの掲示等が既に行われております。

それから、このプロジェクトにつきましては、既にホームページを開設いたしておりますので、このプロジェクトの趣旨あるいは進捗状況につきましては国

民の方々が広くこのホームページを見ることによって知ることができるという形にしております。

それから、さらにこのプロジェクトの目的あるいは方法等につきまして幅広く直接的にご理解をいただくという観点から、シンポジウム等の開催についても積極的に進めてまいりたいというふうに考えておりまして、既に6月17日に第1回目を開催して、参加者562名を得ましてシンポジウムを開催いたしております。

ただ、これにつきましては1回ということではなく、場所を変えまして全国恐らく5、6カ所になるうかと思いますが、さらに今後とも継続的にシンポジウムを開催するといったことを今予定しております。

それから、6月でございまして、生命倫理・安全部会に対するご報告の結果でございますが、5月6日に第2回目にご報告いたしまして、その際のご議論といたしまして、最前線から出ておりますこのプロジェクトの推進委員会の機能ということでございまして、ここにおきましてやはり生命倫理関係について特にきちっとした体制をとるべきということのご意見もございまして、この点につきましては生命倫理の担当の委員といった形で推進委員会に先生を追加いたしました。

さらに、生命倫理関係についての状況の把握というものをよりしっかりやっていただくために、今大体7名程度を予定しておりますけれども、ワーキンググループもつくって対応したいというふうに考えております。

(井村会長) ありがとうございます。

何かご質問がありましたら、どうぞ。では、勝木先生、高久先生。

(勝木委員) 小さな質問ですみません。4番目の30万人のインフォーム・ドコンセントですけれども、これ3名が36病院だとすると約100ですね。これ、計算はどういうふうになっているのか。そのまま計算すると7万8,000にはならず、360日働いても3万6,000ぐらいにしかならないのですが、根拠はどのようになっているのでしょうか。それは後でよろしいです。別の順番で質問があるでしょうか。

(井村会長) それでは、高久先生。

(高久委員) ごく最近の「Nature」にも載っていましたが、日本医師会が反対をしている。は広島プロジェクトと両方反対をしていてMedical Associationとresearcherとの間でconflictがあるということを紹介していましたが、そのところはクリアしておく必要があると思います。

(井村会長) 広島のを私も読んだのですが、こちらもあるんですか。

はい、どうぞ。

(垣添委員) 匿名化された個人情報と、解析された遺伝情報の連結といいましょうか、照合の手続きというのはどうなっているのでしょうか。

(井村会長) では、まとめて両方。

(文部科学省 戸谷課長) すみません、ちょっと30万人の話は計算間違いがあるとしたらまたもう一回計算し直しますが、これについてはそんなに問題はないと思います。

(勝木委員) はい、結構です。

(文部科学省 戸谷課長) それから、広島の方の話でございますが、これは熊野町というところで科学研究費補助金を使ったコホート研究で問題になっていると……。これについては時々例示的に挙げられるといった問題がございます、実は私ども日本医師会との関係においては直接的に今本件のやりとりをまだやっておりませんが、機会があればご説明はさせていただきたいと思っております。

ただ、実際には熊野町のやり方と本件については、私どもとしてはかなり違うやり方をとっておりますので、その点については十分ご理解いただくように努力はさせていただきたいと思っております。

それから、垣添先生からのご質問で連結の問題は、私ども技術的な詳細など

ころについてはあれでございますが、一応、一番最初に医療機関から来る際にまず暗号化処理をすると……

(垣添委員) いやいや、その辺の手続はわかるのですが、個人情報と遺伝情報の解析結果を別個で保管するというのは当然だと思います、どこかで接合する瞬間があると思います。その手続きはどうなっているかという質問です。

(文部科学省 戸谷課長) これはあくまでも個人情報というのは、名前のついた意味での個人情報ではないわけですよ。情報としては全部あらかじめ匿名化されておりますので……

(垣添委員) これは連結不可能な匿名化ですか。

(文部科学省 戸谷課長) いや、一応連結は可能になっております。

(垣添委員) 可能なときの両方がすり合わさる瞬間の手続きはどうなっているかという質問です。

(文部科学省 戸谷課長) また改めて詳細についてはご説明させていただきたいと思います。

(井村会長) それでは、もうちょっと議論したいのですが、もう一つ議題がありまして……

(位田委員) よろしいでしょうか。

(井村会長) はい、では簡単をお願いします。

(位田委員) 私は、このプロジェクトについては、ここでもいろいろ発言いたしましたし、生命倫理・安全部会でも発言いたしました。発言した趣旨は、もともとこのプロジェクトの推進委員会に入らないかということのお誘いも受けてい

て、ただ生命倫理についてはいろいろ問題があるので、推進委員会に入るための条件として、改善してほしい、ということでFAXなり、実際にお会いしてお話をしておりました。

最終的にはライフサイエンス課の方から、私が文部科学省の科学官をしておりますので、科学官という立場もあるので遠慮してほしい、ということでした。そのため、推進委員会からは、はずれました。その関係でその後どうなるかなと思って懸念しておりました。特にいま御報告いただいた形で実際にやられることについては非常によかったかなというふうに思っております。

ただ、一番心配 心配ということよりもむしろこのプロジェクトを実施されていく上において懸念されるべき点が2つほど、できればやっていただきたいと思うのが2つぐらいあります。1つはワーキンググループ、倫理的側面についてワーキンググループを設置するということなので、このワーキンググループがやはりプロジェクト全体のコントロールを随時やっていっていただくことです。例えば、各病院なり何なりで、査察というと大きな言い方になりますが、きちっと実施されているかどうかを立入検査等をする。倫理指針でも実地調査というのが入っておりますので、このワーキンググループが随時各病院に見に行くという形でコントロールしていただきたいというのが1点。もう一つは、やはりこれだけ大きなプロジェクトですし、先ほど高久先生のご指摘もありまして批判もあり得ると思いますので、進行状況についてやはり定期的にご報告をいただきたいというふうに思います。以上です。

(井村会長) 後の点、これは私からも申し上げようと思ったわけですか、日本では初めての非常にたくさんの人数を対象とした研究で、これは、ハプロタイプ研究もやるのですね。それはやらないのですか。

(文部科学省 戸谷課長) それはむしろ国際協力ということで。

(井村会長) 国際協力の一環としてここではやらない、これは対象としてはやらないわけですか。

(文部科学省 戸谷課長) 同時並行的にやっております。ただ、一応プロジェ

クトとしては分かれております。

(井村会長) 分かれている。でも、この血液についてやるのではないですか。

(文部科学省 戸谷課長) ハプロタイプの方は健康な方を対象にしまして、こちらはまた全然別の試料としてお願いをしております。

(井村会長) そうですか。いずれにしる初めての大きなプロジェクトでありますし、恐らくこれは将来、生命倫理専門調査会でやっていただかないといけない問題になってくるのではないかと思います。

今回は患者さんに情報を返さないということですから、これはまだいわゆる少人数のゲノムの検査を広げたという形でやれると思いますが、将来はやはり患者さんから依頼された検査をすることになる。そして、その情報を返していくとプライバシーの保護とか非常にいろいろな問題、例えば、ある遺伝病がわかったときに兄弟に言うべきかどうかとか、いろいろな問題が出てくる。それから、重大な病気が見つかったときのカウンセリングとかいろいろな問題がありまして、これを将来やっていただかないといけないのかもしれませんが、今はヒト胚で手一杯で、なかなかそこまでいけないという状況です。したがって、位田委員がおっしゃったように、今日若干の質問も出ましたから、もう一度また将来、進行状況を報告していただければありがたいと思います。

ありがとうございました。本当はもうちょっと議論したいのですが、もう一つありますので、次へいきたいと思います。

厚生科学審議会の生殖補助医療部会で「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療の整備に関する報告書」というのがまとまりました。この調査会のヒト受精胚の問題と関係をしていると思いますので、本日は厚生労働省から報告をいただきたいというふうに思います。以前、一度ここで報告していただいていますね、ここではやっていただけていないですか。初めてですか。それでは、10分以内ぐらいで、大分延びておりますので、よろしくをお願いします。

(厚生労働省 宮本室長) それでは、私から厚生科学審議会、生殖補助医療部会の報告といたしまして、精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の

整備に関する報告書の概要をご紹介します。

資料としましては、資料3としまして冊子が皆様にお配りしておりますので、この内容に従いまして進めてまいります。まず、7ページをお開きください。こちらの方でこれまでの経緯ということでご紹介してまいります。平成10年10月より平成12年12月まで精子・卵子・胚、ご夫婦以外からの提供によりまして行います生殖補助医療についての検討が行われまして、この報告に基づきまして必要な制度整備を行うことを求めるという内容に基づきまして検討を行ったものです。検討された内容としましては、検討課題に3つございまして、精子・卵子・胚の提供による生殖補助医療の実施。それから、精子・卵子・胚の提供の条件、そういったものがあって検討課題の1番。それから、施設整備の実施などに関します基準、そういったものに関します課題ということで検討課題の2番。それから、全体の管理体制ということで検討課題の3番。こういった3つの課題について検討いただいたものであります。11ページに委員の生殖補助医療部会の名簿がございまして、いろいろな分野から20名の委員に参加をいただいて検討いただいております。生命倫理専門調査会の中からは石井委員、高久委員、それから町野委員の3名にもご参画をいただいております。

報告書の内容でございますが、23ページ以降に報告書がございまして、特にこの中で総論としまして27ページ、意見集約に当たっての基本的な考え方、こういったものに原則ということで共有されている考え方がございまして、こういったものに基づいて検討いただきました。生まれてくる子の福祉を優先する。それから人を専ら生殖の手段として扱ってはならない。それから、安全性に十分配慮する。優生思想を排除する。商業思想を排除する。人間の尊厳を守る。こういった点を基本的な考え方として検討いただいたものであります。具体的な内容といたしましては、3ページに報告書の概要がございまして、こちらで紹介してまいります。まず、1番としまして、精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療を受けることができる者の条件といたしまして、共通の条件としましては、子を欲しながら不妊症のために子を持つことができない法律上の夫婦に限るという内容になってございます。それから、施術別の適用条件としまして、AID（提供された精子による人工受精）、提供された精子による体外受精、提供された卵子による体外受精、それから提供された胚の移植、

これらの施術につきましては、その施術でなければ妊娠できない夫婦に限って容認をする、こういったことです。このほか、代理懐胎、代理母と借り腹を含む代理懐胎については禁止をする、こういった内容です。続いて、精子・卵子・胚の提供を行うことができる者の条件といたしまして、精子の提供については満55歳未満の成人に限り、卵子の提供については既に子のいる満35歳未満の成人に限るということ。それから、卵子の提供について、同一の方からの採卵の回数は3回までとし、同一の方から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠した子の数が10人に達した場合には、それ以降の提供は認めないということです。それから、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施の条件として幾つかございまして、1番、対価の授受の禁止ということで、ただし提供に関する実費相当分及び医療費についてはこの限りではないとしております。2番目としまして、匿名性ということで、精子・卵子・胚を提供する場合には匿名とするということです。兄弟姉妹等からの提供というのは当分認めないということです。3番目としまして、出自を知る権利。こういった医療におきまして生まれた子供が出自を知る権利についてですが、15歳以上であれば提供者を特定できる内容を含めた情報の開示を請求することができるとしております。4番目、近親婚とならないための確認ということですが、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれたお子さんについては、男性は18歳、女性は16歳以上であれば、自己が結婚を希望する人と結婚した場合に近親婚とならないことの確認を公的管理運営機関に求めることができる、このようにしてしております。提供者が死亡した場合の取り扱いですが、この場合には提供された精子・卵子・胚を廃棄するということです。ページをおめくりいただきまして、続きましてインフォーム・ドコンセントとカウンセリングについてですが、カウンセリングの機会を保障し、十分なインフォーム・ドコンセントを得る。それから、子供が生まれた後については、児童相談所等におきまして子供、それからご家族についての相談というのを行っていく、こういった内容です。実施医療施設、提供医療施設についてですが、実施医療施設、提供医療施設の指定、指導監督を行う。それから、実施医療施設には倫理委員会を設置し、個々の症例について実施の適否、留意事項の審査等を行うということです。続いて、公的管理運営機関の業務ということですが、まず情報の管理業務としまして、同意書及び個人情報等を80年間

保存すると。それから、出自を知る権利に対しまして提供者の個人情報の開示業務を行う。それから、こういった医療を行います医療機関の医療実績等の報告の徴収及び統計の作成を行うということです。それから、コーディネーション業務及びマッチング業務ということで、公的管理運営機関は提供医療施設及び実施医療施設からの登録により、精子・卵子・胚の提供数と希望数を把握し、提供数が希望数よりも少ない場合には、マッチングを行って公平な提供を行うということです。提供等に係る審査業務としましては、公的管理運営機関は、胚の提供が行われる場合については次に掲げる事項を審査するという一方で、各医療機関の審査に加えましてこういった部分の審査業務を行います。内容としましては、提供された胚による生殖補助医療を受けるための医学的理由の妥当性について。適切な手続のもとに胚が提供されることについて。それから、ご夫婦の健康状態、精神的な安定度、経済状況などが生まれた子どもを安定して養育することができるかどうかについて、このような内容を審査してまいります。規制方法といたしましては、以下の者については罰則を伴う法律によって規制をするということです。営利目的での精子・卵子・胚の授受、それから授受の斡旋。代理懐胎のための施術・施術の斡旋。それから、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関する職務上知り得た人の秘密を正当な理由なく漏洩すること。こういったものについての法規制ということです。上記を除く事項については、法律に基づく指針等規制の実効性を担保できる他の方法によって規制を行うということです。

この制度化に当たっての実施時期等ですが、必要な制度整備を早急に実施するという。それから、必要制度整備が行われるまでは、現在50年の歴史がございますAID以外は実施されるべきではないということ。それから、実施されてから一定機会経過後に必要な見直しが行われるべきであるということとございまして、現在、私どもとしましては制度化を進めるべく関係各方面と調整を行っているところです。以上です。

(井村会長) ありがとうございます。

それでは、ご質問等ございましたら。いろいろご苦労があったと思いますが、これで提供者があると見ておられますか、特に卵子。

(厚生労働省 宮本室長) 特に出自を知る権利との関係で提供者が減少する可能性ということにつきましては、かなりいろいろな方面から議論がございまして、そういった部分の可能性を否定することはできないにしろ、出自を知る権利というのも一方で重視をしなければいけないという形で結論を得ております。

これにつきましては、さまざまな状況というのが提供されておまして、スウェーデンにおいてそのような状況がある中で、提供者が一時的には減少したが、だんだんまた増加の傾向にあるというふうなこともございますし、一方でまた卵子の提供そのものがもともと難しいことではないかというふうに考えられてきたわけですけれども、シェアリングという制度がございまして、生殖補助医療をご夫婦で受けようとされる方について、採取される卵の一部をほかの方に提供されるという方法が外国におきまして実施されてございます。こういった形で実施される可能性というのは一定あるのではないかなと、このような議論でした。

(井村会長) よろしいですか。どうもありがとうございました。時間がオーバーしてしまって申しわけありませんが。

(事務局) 日程をよろしいですか。

(井村会長) はい。

(事務局) 時間が超過し、お疲れのところ申しわけありません。事務局としましては、日程調整が難しく苦慮しております。少なくとも今月中にせめて1回はやりたいと思っております。ぜひ日程調整にご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

(井村会長) できるだけ多くの方のご意見を伺いたいのですが、それがなかなか合わないという状況ですので、またよろしくご協力のほどをよろしくお願いいたします。